

大切なお知らせ（オモテ面）

児童手当の制度が令和6年10月分（12月支給）より一部変更になります。

申請が必要な場合と不要な場合があります。
必ず裏面の必要な手続きをご確認ください。

1. 変更内容

① 支給対象年齢拡大

高校生年代（平成18年4月2日以降生まれ）までの児童がいる世帯が支給対象となります。

② 所得制限撤廃

上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象となります。

③ 多子加算の拡充

第3子以降の児童は児童1人当たり支給額が一律3万円となります。

④ 算定児童の年齢拡充

算定児童として大学生年代（平成14年4月2日以降生まれ）までの子をカウントします。

2. 手当月額

児童の年齢	1人あたりの月額	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生年代	10,000円	30,000円
大学生年代	なし（算定児童としてのカウントのみ）	なし（算定児童としてのカウントのみ）

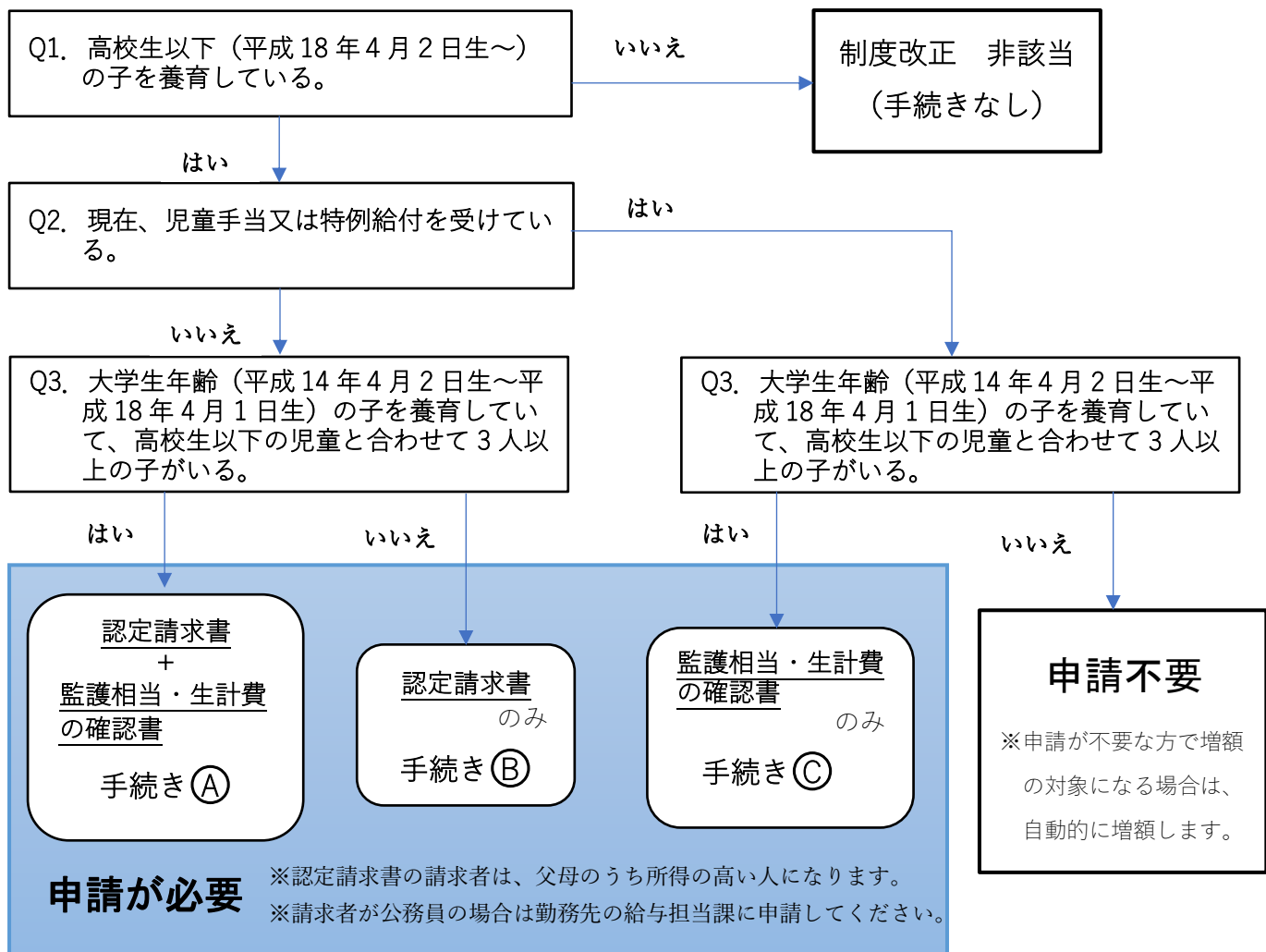
3. 申請期限

令和6年10月31日まで ※郵便の場合は同日必着



なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日まで（必着）に申請があった場合は支給月は遅れますが、制度改正対応分については令和6年10月分から遡って支給します。令和7年4月1日以降の申請となる場合は申請月の翌月分からの支給になりますのでご注意ください。

4. 必要な手続き



5. 提出物

▼手続き A	▼手続き B	▼手続き C
① 児童手当認定請求書 ② 監護相当・の生計費の負担についての確認書 ③ 申請者（受給者）の本人確認書類（免許証やマイナンバーカード）の写し ④ 申請者（受給者）名義の口座がわかるもの（通帳やキャッシュカード）の写し ⑤ 申請者（受給者）の健康保険証の写し ⑥ 別居監護申立書 ※高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の別居している児童がいる場合）	① 児童手当認定請求書 ② 申請者（受給者）の本人確認書類（免許証やマイナンバーカード）の写し ③ 申請者（受給者）名義の口座がわかるもの（通帳やキャッシュカード）の写し ④ 申請者（受給者）の健康保険証の写し ⑤ 別居監護申立書 ※高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の別居している児童がいる場合）	① 監護相当・生計費の負担についての確認書